

(別紙5) 通し番号1-248

通し番号1-248の文書の不開示部分に記録されている情報の不開示情報
該当性については、(別紙5) 通し番号2-102-2で併せて説示する。

(別紙5) 通し番号1-250

第1 前提事実 (各論)

1 通し番号1-250の文書(文書1877)は、次の電信文によって構成されており、各国駐在大使あてに発信された日韓会談の進捗状況及び会談の概要等の報告及びこれに対する各国駐在大使から返信された見解等が記録されている。

- (1) 昭和28年11月6日付け「日韓会談の件」と題する電信文
- (2) 昭和32年5月27日付け「日韓予備に会談に関する件」と題する電信文
- (3) 昭和32年6月27日付け「日韓交渉に関する件」と題する電信文
- (4) 昭和32年10月22日付け「釜山及び朝鮮人問題の新聞記事に関する件」と題する電信文

2 通し番号1-250の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、1ページ(一1一)約2行分であり、外務大臣から駐英大使あてに発信された「日韓会談の件」と題する電信文にあり、韓国の対日請求権のうちの特定項目に関する日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記録されている。

(乙A80)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-250の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府

が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案を含むし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-250の文書の不開示部分は、前提事実（各論）1(1)の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである（乙A80）。

記

その後アリソン大使と話し合いの結果、米国は日韓双方の要請に応えるとの建前にてあっせんに乗り出すこととなったので、近く会談は米側オブザーバーを迎え再開となる機運が動きつつある。

ただし、韓国側の態度はいまだ分からず、したがって、その成否も不明である。なお、再開の場合は、日本側は、請求権については相互放棄を原則とする■■■不開示部分■■■漁業についても日韓双方の満足のいくごとき措置を協議する心算なる旨宣明し、韓国側

は抑留漁夫漁船の返還を声明する建前としている。

(イ) 本件各文書の一部開示部分等

a 不開示部分に係る声明案等に関する事実経過

- (a) 昭和28年10月、第三次日韓会談が決裂した後、日本側は、日韓会談を再開するため、米国のあつせんを得ることとし、米国との意見調整の結果、同年11月には、① 日本側が、② 請求権の相互放棄の提案、③ 国有の朝鮮美術品若干の贈与、④ 漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるための措置について話し合うこと等を明らかにした上で、会談再開の希望を表明し、⑤ 韓国側が、これと同時に、日本側提案に満足し、抑留者の漁船・漁夫の返還を明らかにして会談再開の希望を表明し、⑥ 米国側も、これらに応えて、会談をあつせんし、オブザーバーを出す旨を同時に声明するとの構想がまとまった。

そこで、米国は、上記構想を基に韓国側と折衝したところ、韓国側が日本側の声明案や挨拶文に反対等を表明したため、更に日本側との調整を図りながら折衝を続けたが、昭和29年2月、日本側が受け入れた米国提案による声明案に対し、韓国側からなお受け入れ難いとの意向を示されたため、日本に対し、日韓関係の打開は見通しが付かない旨通報した。

(乙A271 [-27-~-29-] , A337 [4-39~4-44])

- (b) 昭和29年4月、米国ワシントンに赴任した日本の井口大使と韓国の梁大使との間の日韓会談再開に関する非公式会談が行われ、日本側が「久保田代表の非公式かつ即席の発言が誤解を生んだことは遺憾である。その発言は日本政府の正式な見解を反映するものではなく、したがって、撤回される。日本政府は、両国間の交渉がすみ

やかに再開されるよう熱望し、日本政府が平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を発表し、これに引き続いて会談を再開するとの方式が両大使間で合意された。

そこで、同年5月、韓国側は、アリソン米国大使に対し、日本側が事前に発表すべき声明案を示して米国のあっせんを依頼し、これを受けてアリソン米国大使は、日本側に対し、当該声明案を提示した。

これに対し、日本側は、米国に対し、「日韓両国政府が互譲の精神に従い、請求権に関する従来の法理論的見解をともに固執 (insist) しない」との了解を附した上で、韓国側の提案した当該声明案に同意することを通報し、併せて政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があること等を了解事項として付言した。

しかしながら、韓国側は、これに同意せず、その後も米国による意見調整が行われたが、韓国側の同意を得ることができなかったため、この話は立ち消えになった。

(乙A271 [-30-及び-31-], A377 [4-45~4-49])

b 本件各文書の一部開示部分には、次のような内容が既に公にされている。

(a) 通し番号1-34の文書中の昭和28年6月11日付け「日韓交渉処理方針について(関係閣僚了解案)」や同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」において、平和条約4条の請求権の処理について、相互放棄を原則とし、一定のものを例外とするとされたこと(乙A202)。

(b) 通し番号1-199の文書中にある昭和29年5月13日の中川アジア局長と柳参事官との会談においては、中川アジア局長が、日

本の韓国に対する請求が本気で考えているものではなく、韓国の巨額な請求に応じることができないだけである旨を述べたこと（乙A 334）。

(c) 通し番号1-39の文書である昭和29年5月18日付け「日韓会談再開の件」において、「日本側の在韓財産（この場合南鮮のみに限定する要あり）が既に韓国側において処理されている実状に鑑み、右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして、このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに、わが方として支払う腹を決めるべき請求権の内容を具体的に検討することとしたいとしたこと（乙A 207）。

(d) 通し番号1-192の文書中の昭和30年1月29日開催の谷大使金公使会談の件（第1回）において次のようなやりとりがされたこと（乙A 63）。

(金) 請求権問題については、そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は整理の問題である。

(谷) 韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄しても良いと考えている。しかし、韓国側が膨大な請求を出されると日本としては財政的にも困り、また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にはいかない。ただし、日本としてもある種のもものは韓国に返還する用意あり。

(金) そんなに日本側の困るような要求を出すつもりはない。恩給、俸給とか日本銀行券とかである。

(谷) この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合

意しておき、韓国側の分については伏せて置き、日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお、宝物については、国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。(以下略)

(e) なお、昭和36年当時のものであるが、通し番号1-136の文書中では、韓国側請求権について応ずるのが妥当であり、大蔵省にも問題のないものとして、「引き揚げ朝鮮人の税関保護預かり金」、「軍人、軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与」、「帰国朝鮮人労務者に対する未払い賃金供託済み分」、「昭和27年4月までの未払恩給」が掲げられている(乙A281)。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-250の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和28年当時、米国のあっせんにより日韓会談を再開するために日本側が行う声明案に盛り込まれた請求権問題の具体的解決策(上記ア(イ)a(a)に係るもの)であって、韓国の日本に対する個別の請求権について一定の譲歩を示したものであると推認することができる。

ウ 以上の諸点を総合すれば、通し番号1-250の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本と韓国との間で米国を介して書面によりやりとりされたものであり、しかもそのおおよその内容が上記ア(イ)で認定した事実経過や本件各文書の一部開示部分から推知することができるものであって、本件全証拠によっても、これと異なるものを含んでいると推認することはできない。

そうであるとすれば、当該情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみることができるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても、一般に、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開さ

れていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-250の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-250の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-250の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-251の文書(文書1881)は、外務省条約局法規課が昭和37年7月に作成した「日韓交渉関係法律問題調書集」と題する内部文書であり、日韓会談において懸案事項となっていた両国の基本関係、財産・請求権問題、船舶問題及び漁業問題の概要、交渉の記録並びに日本政府の対処方針等が記載されている。

このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、①には韓国の対日請求権のうちの特定期間に関する日本政府の具体的な対処方針が、②には韓国の対日請求権について日本政府部内において試算した具体的な金額が、それぞれ記録されている。

①-1 32ページ(-32-) 右葉(60) 25行目から26行目まで

①-2 33ページ(-33-) 左葉(61) 24行目から25行目まで、右葉(62) 17行目から19行目まで、20行目から21行目まで、25行目から26行目まで、28行目、34ページ(-34-) 左葉(63) 2行目から4行目まで、28行目から30行目まで、右葉(64) 6行目から7行目まで

①-3 39ページ(-39-) 左葉(73) 5行目、15行目、22行目から23行目まで、24行目から25行目まで、右葉(74) 11行目から12行目まで、14行目から15行目まで、16行目、40ページ(-40-) 左葉(75) 3行目から4行目まで、8行目から9行目まで、13行目から14行目まで、16行目から17行目まで、33行目、右葉(76) 16行目から20行目まで、21行目から末行まで、41ページ(-41-) 左葉(77) 3行目から5行目まで、9行目から12行目まで、17行目から20行目まで、右葉(78) 2行目から4行

目まで、6行目から10行目まで、26行目から27行目まで、28行目、30行目から末行まで、42ページ(−42−)左葉(79)1行目から10行目まで、17行目から22行目まで、右葉(80)22行目から23行目まで

①−4 43ページ(−43−)左葉(81)21行目から22行目まで、24行目から25行目まで、29行目から31行目まで、右葉(82)1行目から2行目まで

①−5 54ページ(−54−)左葉(103)31行目から末行まで、右葉(104)全体、55ページ全部(−54−に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)

②−1 34ページ(−34−)右葉(64)13行目から15行目まで

②−2 35ページ(−35−)右葉(66)18行目から20行目まで

②−3 39ページ(−39−)右葉(74)13行目

②−4 43ページ(−43−)左葉(81)11行目

(乙A82)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1−251の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある

(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(7) 通し番号1-251の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである(乙A82)。

a 不開示部分①-1

不開示部分①-1は、昭和37年3月8日付け「日韓間の請求権問題について(総論)(案)」と題する文書の引用部分中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

6. 韓国側の提示された諸請求のうち、南鮮地域及びその住民の日本国及び日本国民に対するものであって、事実及び法律関係が明白に立証されたものについては、■■■不開示部分①-1■■■当然、前に述べた「米国解釈」に従って、日本が在韓日本財産処理の効力を承認したことにより、韓国の日本に対する請求権がどの程度消滅し又は充足されたかを日韓間で協議決定すべきものと考えている。

b 不開示部分①-2

不開示部分①-2は、昭和37年3月9日付け「日韓間の請求権問題について（各論）（案）」と題する文書の引用部分中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

要綱2. 逡信局関係に関して

韓国側は終戦前に朝鮮地域で行われていた郵便貯金の大蔵省預入金と朝鮮簡易生命保険、郵便年金特別会計の大蔵省預入金のうち韓国人分の支払を請求しているが、

日本側としては、これらにつき事実関係にも法律関係にも問題はあがるが、■■■不開示部分①-2(1)■■■ただし、大蔵省預入金のうち韓国人分をどのように推定するかについては、日本側としては事務折衝において当方が示した線を修正することは困難である。

要綱4. 閉鎖機関、在外会社の在日財産の請求に関して

韓国側は、終戦前、韓国に本社、本店又は主たる事務所があった法人の在日財産の返還を要求しているが、

(中略)

もつとも、日本側としては閉鎖機関令ないしSCAPIN1965号及びそれらに基づく法令により清算された会社等の残余在日財産について、旧株主の権利は尊重しており、既に事務折衝において、韓国側に対し旧朝鮮人株主に対する残余財産の分配留保額を提示している次第であり、そのうち韓国人分の取扱については話合いの用意がある。

要綱5の(1) 日本有価証券に関して

韓国側は、事務折衝において日本国債等の有価証券を請求しているが、■■■不開示部分①-2(2)■■■日本を登録地とする登録債券は在日財産であるから、米軍令33号の効力は及ばないと考え

る。■■■不開示部分①-2(3)■■■

要綱5の(2) 日本系通貨に関して

韓国側は、事務折衝において、戦後焼却した日本銀行旧券等の日本系通貨の請求を行っているが、

日本側としては、■■■不開示部分①-2(4)■■■焼却分については、無記名債券の亡失に準じて債権消滅と考えるのが道理にかなっていると思われるが、日本銀行員が焼却に立ち会った分については、問題はあるが■■■不開示部分①-2(5)■■■しかし、日本銀行員が立ち会わずして焼却した日本紙幣の支払は考えられず、また、日本銀行券、日本政府紙幣以外の通貨の支払は認められない。

要綱5の(3) 韓国人労務者等の未収金に関して

■■■不開示部分①-2(6)■■■

要綱5の(4)のa 集団移入韓国人労務者の補償金に関して

韓国側は、事務折衝において、日本に強制連行された労務者につき生存者、死亡者、負傷者それぞれ一定額の補償を請求しているが、

日本側としては、昭和14年以来、昭和20年4月頃までに、自由募集、官あつせん、最後には徴用により集団移入した事実は認めるが、これらの労務者は、日本人として内地に渡来し、内地人と共に勤労したもので、これに対し日本側として、補償金を支払う法律的根拠がない。また、これら労務者の中で勤労契約期間中負傷ないし死亡した者に対しては、その際見舞金ないし弔慰金が各雇用主より支払われていたものである。

ただ、戦時中集団として日本に移住した労務者であつて終戦時まで日本内地において勤務し、戦後韓国に帰還した者に対しては、これら労務者の中に気の毒な事情にあつたものも相当数いたであらうことは十分認識している。

要綱 5 の (5) の a 韓国人恩給請求に関して

韓国側は、終戦時の既裁定分のほか、未裁定分合計 55 千名の恩給の 20 年分を請求しているが、■■■不開示部分①-2(7)■■■既に事務折衝においてこの旨申し述べた次第である。

平和条約発効後の問題については、韓国人の恩給権は消滅したと恩給法上解釈されるが、この点に関しては軍人軍属の死亡者及び負傷者の問題等もあわせて更に研究したいと考えている。

要綱 5 の (5) の b 帰国韓国人寄託金に関して

韓国側は、終戦後韓国に帰国した韓国人の税関への寄託金、日銀券と交換した未決済鮮銀券及び朝連の寄託金を請求しているが、日本側としては、■■■不開示部分①-2(8)■■■朝連へ寄託したとする分については、その事実を示す記録が全く存在しないので、その支払は不可能である。

c 不開示部分②-1

不開示部分②-1 は、昭和 37 年 1 月 10 日付け「韓国側請求に対するコメント」と題する文書の引用部分中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

(1) 韓国側請求の査定に当たっては、アメリカ解釈における Relevant clause の取扱い方が大きい問題となる。1945 年 8 月現在の在外日本資産状況に関する S C A P 資料によれば、当時の在鮮日本資産総額は■■■不開示部分②-1■■■にのぼる。(以下略)

d 不開示部分①-3, 不開示部分②-2 及び不開示部分②-3

不開示部分①-3, 不開示部分②-2 及び不開示部分②-3 は、昭和 37 年 1 月 12 日付け「日韓請求権処理に関する問題点 (討議用資料)」と題する文書の引用部分中にあり、その前後の記載は、下記の

とおりである。

記

I 請求権処理に関する一般的問題

1. (略)

2. 米国解釈の問題

1945年8月現在の在鮮日本資産総額は、■■■不開示部分②-2■■■にのぼる(1945年大蔵省提出のSCAP資料。15円=1ドルによる換算)。

(中略)

II 要綱に関する個別的問題点

要綱IIの1(2.3は討議留保)

(1) 韓国側主張：(中略)

(2) 日本側立場：■■■不開示部分①-3(1)■■■

(3) 問題点(i)・(ii) (略)

(iii) 仮に韓国側請求とは別に国家承継理論の立場から業務一切の承継を行わせる場合は■■■不開示部分①-3(2)■■■。質し、この場合も(i)及び(ii)並びに未払の日本人分を留保した残高支払をもって足りる(Relevant clause)。

(iv) (略)

(v) 利子については、■■■不開示部分①-3(3)■■■ただし、inflateする理由はない。

(vi) ■■■不開示部分①-3(4)■■■

要綱IV (略)

要綱Vの1

(1) 韓国側主張：(略)

- (2) 日本側立場：(i) ■■■不開示部分①-3(5) ■■■
(ii) 鮮銀所有分中1945年8月25日付け名義切替登録国債 ■■■不開示部分②-3 ■■■は、■■■不開示部分①-3(6) ■■■。
(iii) 軍令第33号により取得したものは■■■不開示部分①-3(7) ■■■ (relevant clauseの対象とする理由はあるが、実際には判定不能)

(中略)

要綱Vの2

- (1) 韓国側主張：(略)
- (2) 日本側立場：(i) ■■■不開示部分①-3(8) ■■■
(ii) (中略)
- (3) 問題点：(i) (2)(i)については、日銀吏員立会の効果い
かんが問題となり、債務確認の行為ではないと論ずる余地も
ないわけではない■■■不開示部分①-3(9) ■■■。(殊
に政府紙幣については日銀吏員の立会で十分か否か技術的に
は問題があろう。)
- (ii) 焼却分に未発行券が含まれているか否かの問題について
は、日銀側において発行手続がとられたものである限り、鮮
銀から発行後集中したものの否かは無関係であり■■■不開
示部分①-3(10) ■■■
- (iii) 本件請求が要綱IIの1(逓信局関係)による請求と重複
する部分があるか否かの問題については、■■■不開示部分
①-3(11) ■■■実質上も、かかる個人債権のもととなった
預金等の現金は郵便局において保管又は遞送中のまま鮮銀に
集中焼却されたはずであるから、要綱IIの1において在鮮現

金分をrelevant clauseによって差し引けば重複する部分はなくなるものと考えられる。

(以下略)

要綱Vの3

- (1) 韓国側主張：(略)
- (2) 日本側立場：■■■不開示部分①-3(12)■■■
- (3) 問題点：(略)

要綱Vの4

- (1) 韓国側主張：(略)
- (2) 日本側立場：
 - (i) 純法律的にはこれら徴用韓人は日本人として国内法上の規制に従って徴用されたものであるから、日本人労務者の場合(後述)以上の手当をする義務は国内法上も国際法上も存在しない。
 - (ii) 日本人労務者に対する手当は昭和27年の戦傷病者、戦没者遺族等援護法によりはじめて規定されたものであるから、形式的には平和条約により日本国籍を失った韓国人には適用がない。
 - (iii) ■■■不開示部分①-3(13)■■■
- (3) 問題点：■■■不開示部分①-3(14)■■■
 - (iii) 金額算定基準として引揚者給付金を利用する案は、厳密には類似のケースでない点(給付金は日本側に生活の本拠を有した引揚者に支払われる見舞金の性格を有する)に問題はあるが、■■■不開示部分①-3(15)■■■(これと上記援護法の累積適用の可能性もある。)
 - (iv) 一般労務者以外の軍人、軍属に対する補償金は未払恩給の問題とは一応別な請求と考えられるが、軍人については負傷、

疾病，死亡の場合につき恩給法上の支払と一部分重複する可能性がある。

(v) ■■■不開示部分①－3(16)■■■

要綱Vの5(1)

(1) 韓国側主張：軍人，軍属の普通恩給（死亡，負傷を含まない）を含む恩給であって既裁定，及び終戦時申請中の未裁定分の一時金及び20年間分の年金を請求するものである。

(2) 日本側立場：日本人と同一の待遇を与えるという立場■■■
不開示部分①－3(17)■■■

(3) 問題点：（略）

要綱Vの5(2)

(1) 韓国側主張：帰国韓国人の(i)税関寄託預かり金，(ii)未決済鮮銀券，(iii)朝連預託金差押え分の返還支払を請求する。

(2) 日本側立場：■■■不開示部分①－3(18)■■■

(3) 問題点：(i) 朝連はポツ勅により解散団体に指定され，その財産は没収されて国庫に帰属した。■■■不開示部分①－3(19)■■■

(ii) ■■■不開示部分①－3(20)■■■

要綱Vの6（略）

要綱VI

(1) 韓国側主張：韓国人の日本政府又は日本人に対する権利であって要綱I～Vに包含されないものは日韓会談成立後といえども個別的に行使することができることを認定すること。この場合，国交正常化の時まで事項は進行しないものとする。

(2) 日本側立場：(i) ■■■不開示部分①－3(21)■■■

(ii) ■■■不開示部分①－3(22)■■■一切放棄せしめる。

(3) 問題点：(i) 通常のいわゆる「私的請求権」に関する処理協定では、完全な免責条項を設けるのが通例であり、■■■不開示部分①-3(23)■■■

(ii) しかしながら日韓間の関係においては軍令第33号による没収措置があったために、(i)の原則をそのまま認めるばあいには極めて不当な結果となる可能性がある(例えば前述要綱Vの(6))したがって、(2)(i)に述べたごとき制限を附することは最小限度必要と思われる(具体的にこの原則をいかに規定するかは極めて困難な問題であって、実体の調査及びdraftingの検討を必要とする。)

(iii) 要綱VIの原則について何ら協定中に規定をおかない方式は、■■■不開示部分①-3(24)■■■完全放棄か又は上述(2)のごときラインでこの点に関する規定を明示的におくことは我が国の立場からも必須である。

(iv) (略)

(v) 軍令第33号と同種の措置が執られたオーストリアの場合は、(中略)

ただし、注目すべきことはこれらの債務の中に国家条約によってオーストリアに譲渡されたドイツ自然人又は法人の財産(軍令第33号の対象となった財産に対応する。)に属する債務については、オーストラリア国がこれら財産の限度で責任を負うことが規定されている事実である。■■■不開示部分①-3(25)■■■(詳細は同財産条約第2, 3部参照)

e 不開示部分①-4及び不開示部分②-4

不開示部分①-4及び不開示部分②-4は、昭和37年2月7日付

け「Ex gratia支払方式による日韓請求権処理（討議資料）」と題する文書の引用部分中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

1. Ex gratia支払の規定方式

（中略）

2. Ex gratia支払の説明

(イ) 韓国側請求の中、厳密な法的根拠と裏付資料とを備え、通常の厳密な請求権として処理の対象となり得るものは■■■不開示部分②-4■■■にしか達しないものと推定される。（中略）

したがって、法及び国際慣行からみて支払が妥当であると判断される請求項目については、合理的な推定を加えた事実を起訴として支払額を積算する必要があるが、この場合には全体をex gratiaとして支払うことが適当となる。■■■不開示部分①-4■■■

ただし、かかる方式によった支払は純粋に厳密な請求権支払ではない■■■不開示部分①-4■■■本支払によって韓国側が（中略）

(ロ) 韓国側請求の要綱6.の大筋については、軍令第33号との関連を別にすれば、■■■不開示部分①-4■■■（ただし、具体的規定の方法には技術的な問題が多い。）

しかし、上述したようにex gratia支払によってlump sum settlementを行う場合には、■■■不開示部分①-4■■■平和条約第4条(a)から生ずる一切の懸案を解決する方式が一層適当ではないかと思われる。

f 不開示部分①-5

不開示部分①-5は、昭和37年2月26日付け「要綱6に関する

問題点（討議用資料）」と題する文書の引用部分中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

1 韓国側提案内容次のとおり

「題目：韓国人（自然人及び法人）の日本政府又は日本人（自然人及び法人）に対する権利の行使に関する原則。

内容：韓国人（自然人及び法人）の日本政府又は日本人（自然人及び法人）に対する権利であって、要綱第1項から第5項に括されないものは、韓日会談成立後といえども個別的に行使することができることを認定すること。この場合には、国交正常化されるときまで時効は進行しないものとする。

2 これに対する我が国の原則的立場としては一応次の4案の可能性が考えられる。

■■■不開示部分①－5■■■

(イ) 本件各文書の一部開示部分

a 不開示部分①－1関係

通し番号1－213の文書の一部開示部分には、昭和37年3月10日付け「日韓間の請求権問題について（総論）（案）」と題する文書があり、その内容は、不開示部分①－1の前後の記載とほぼ一致するところ、不開示部分①－1に相当する部分は、要旨下記のとおり記録されている（乙A345）。

記

6. 韓国側の提示された諸請求のうち、南鮮地域及びその住民の日本国及び日本国民に対するものであって、事実及び法律関係が明白に立証されたものについては、日本として支払うべきものとなるのであるが、その支払の具体的金額を決定するに当たっては、当然、

前に述べた「米国解釈」に従って、日本が在韓日本財産処理の効力を承認したことにより、韓国の日本に対する請求権がどの程度消滅し又は充足されたかを日韓間で協議決定すべきものと考えている。

b 不開示部分①-2及び不開示部分②-1関係

- (a) 通し番号1-213の文書の一部開示部分には、昭和37年3月9日付け「日韓間の請求権問題について（各論）（案）」と題する文書があり、その内容は、不開示部分①-2及び不開示部分②-1の前後の記載とほぼ一致するところ、不開示部分①-2及び不開示部分②-1に相当する部分は、要旨下記のとおり記録されている（乙A345）。

記

要綱2. 逡信局関係に関して

（中略）

日本側としては、これらにつき事実関係にも、法律関係にも問題はあがるが、韓国側請求の趣旨は一応理解できるので、好意的考慮する用意はある。ただし、（以下略）

要綱5の(1) 日本有価証券に関して

韓国側は、事務折衝において日本国債等の有価証券を請求しているが、

日本側としては韓国側が債券の現物を保持しているものについては、■■■不開示部分■■■他方、登録債のうち、日本を登録地とする登録債券は在日財産であるから、米軍令33号の効力は及び得ないと考える。■■■不開示部分■■■

要綱5の(2) 日本系通貨に関して

（中略）

日本側としては、（中略）日本銀行員が焼却に立ち会った分に

については、問題はあるが、特に好意的に考慮したいと考えるが、日本銀行員が立ち会わずして焼却した日本紙幣の支払は考えられず、また、日本銀行券、日本政府紙幣以外の通貨の支払は認められない。

要綱 5 の (3) 韓国人労務者等の未収金に関して

韓国側は韓国人軍人軍属労務者等の未払俸給、賃金、年金、手当等の未収金を請求しているが、日本側としては、韓国人分と確認される未収金については、■■■不開示部分■■■

要綱 5 の (5) の a 韓国人恩給請求に関して

韓国側は、終戦時の既裁定分のほか、未裁定分の恩給の 20 年分を請求しているが、

日本側としては、平和条約発効までの未裁定者を含め、戦前国庫が負担していた分については、受給権者に対して■■■不開示部分■■■

平和条約発効後の問題については、韓国人の恩給権は消滅したと恩給法上解釈されるが、(以下略)

- (b) 通し番号 1-18 の文書の一部不開示部分には、昭和 37 年 2 月 8 日に開催された第六次日韓会談の一般請求権小委員会第 10 回会合における宮川主査の説明内容の概要が記録されているところ、不開示部分①-2 に関連する部分は、要旨下記のとおりである (乙 A 188)。

記

(1) 「日本有価証券」

(a) 登録分

(i) 閉鎖機関、在外会社所有のもの

(略)

(ii) 通信部所有のものについては、(略)

(iii) その他の法人、個人の所有するものについては、所有者名等事実をよく究明し、軍令に関係なく本来韓国人の所有するものであれば返還の要求に応ずることを考慮する考えである。

(b) 現物分

現物のものについては、日本側としては、韓国側からの現物提示を条件にその返還要求に応ずることを考慮する考えである。

(3) 「韓国人被徴用者未収金」

双方の納得する金額を基礎として、検討を重ねたい。

(5) 「韓国人の対日本政府請求恩給関係その他」

(a) 恩給関係

恩給支給の範囲について、日本側としては、必ずしも既裁定者に限るとの狭い態度ではないが、

(i) 人員の範囲については、恩給の支払について国の負担となっていたもの(国庫支弁の分)以外は応じられない。

(ii) 我が方としては、日本国籍を有することを要件とする恩給法の建前上、平和条約発効に伴い国籍を喪失したとき以後の支給には応じられない。したがって、韓国側の主張する20年間支給の要求には応ずることができない。

(iii) また、軍人軍属について付言すると、軍人は、日本人の場合と同様に取り扱うほかないが、軍人恩給復活の時期との関係よりして、増加恩給のごとき特殊なものを除き支給の余地はない。軍属は、いわゆる未復員者給与法による支給以外には考慮できない。

(b) 寄託金関係

(i) 税関に寄託された通貨類及び (ii) 鮮銀券と交換した日銀

券

いずれも、金額について調整を得た上で考慮したい。

- (ii) 旧朝連に寄託し、現在日本政府に差し押さえられたもの
寄託の経緯、金額についての事実関係は承知していないが、
仮に、旧朝連財産に係るものが混在していたとしても、旧朝
連の財産差押えはSCAPの指令に基づく措置であり、さら
に、財産の処分代価は、在日朝鮮人の福利厚生に使用する
との閣議了解の線に沿い在日朝鮮人の生活保護等のため支出
されているのだから、実質的に韓国人に還元されており、改め
て韓国政府の請求に応ずべき筋合いのものではない。

c. 不開示部分①-4及び不開示部分②-4関係

通し番号1-208の文書は、上記(ア)eで認定した不開示部分①
-4及び不開示部分②-4を含む引用文書と同一の文書であるところ
(乙A341参照)、不開示部分①-4及び不開示部分②-4に相当
する部分は、要旨下記のとおりである(乙A341)。

記

1. Ex gratia支払の規定方式

(中略)

2. Ex gratia支払の説明

- (イ) 韓国側請求の中、厳密な法的根拠と裏付資料とを備え、通常の
厳密な請求権として処理の対象となり得るものは高々数百万ドル
にしか達しないものと推定される。(中略)

したがって、法及び国際慣行からみて支払が妥当であると判断
される請求項目については、合理的な推定を加えた事実を起訴と
して支払額を積算する必要があるが、この場合には全体をex gra
tiaとして支払うことが適当となる。(したがって、ex gratia支

払であっても法的にも国際慣行から見ても支払根拠のない項目を含めることはできない。)

ただし、かかる方式によった支払は純粋に厳密な請求権支払ではないが、その積算根拠は本来韓国側の請求の中、法的根拠あるものを中心としたのであるから、支払によって韓国側が(中略)

(ロ) 韓国側請求の要綱6.の大筋については、軍令第33号との関連を別にすれば、一概に不当とはいえないと考えられる。特に要綱Vの6.生命保険支払準備金中の韓国人分の支払を拒否する場合には、純粋に私人間の請求に関しては個別的処理の道を開いておくことには理由がある。(ただし、具体的規定の方法には技術的な問題が多い。)

しかし、上述したようにex gratia支払によってlump sum settlementを行う場合には、これら私人間請求分をも考慮した金額を決定することにより、平和条約第4条(a)から生ずる一切の懸案を解決する方式が一層適当ではないかと思われる。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-251の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①-1

通し番号1-213の文書で開示されている上記ア(イ)aで認定した「日本として支払うべきものとなるのであるが、その支払の具体的金額を決定するに当たっては」との文言と又はこれと同様のもの

(イ) 不開示部分①-2

a 不開示部分①-2(1)

通し番号1-213の文書で開示されている上記ア(イ)bで認定した「韓国側請求の趣旨は一応理解できるので、好意的考慮する用意は

ある。」との文言又はこれと同様のもの

b 不開示部分①-2(2)

日本有価証券に関する日本側の具体的対処方針であって、通し番号1-213の文書で開示されている上記ア(イ)bで認定した「日本側としては韓国側が債券の現物を保持しているものについては、・・・他方、登録債のうち、」との文言を含み、上記「・・・」には通し番号1-18の文書で開示されている「韓国側からの現物提示を条件にその返還要求に応ずることを考慮する」との文言と同趣旨のものが入るもの

c 不開示部分①-2(3)

日本有価証券に関する日本側の具体的対処方針（ただし、これは、登録債のうち閉鎖機関・在外会社分及び通信局所有分以外のものに関して、通し番号1-18の文書で開示されている「その他の法人、個人の所有するものについては、所有者名等事実をよく究明し、軍令に関係なく本来韓国人の所有するものであれば返還の要求に応ずることを考慮する」との見解と同趣旨のものである可能性が高い。）

d 不開示部分①-2(4)

日本系通貨に関する日本側の具体的対処方針

e 不開示部分①-2(5)

通し番号1-213の文書で開示されている上記ア(イ)bで認定した「特に好意的に考慮したいと考える」との文言又はこれと同様のもの

f 不開示部分①-2(6)

韓国人労務者等の未収金に関する日本側の具体的対処方針であって、通し番号1-213の文書で開示されている上記ア(イ)bで認定した「韓国側は韓国人軍人軍属労務者等の未払俸給、賃金、年金、手当等

の未収金を請求しているが、日本側としては、韓国人分と確認される未収金については」との文言を含み、当該未収金につき、通し番号1-18の文書で開示されている「双方の納得する金額を基礎として、検討を重ねたい。」との見解と同様、日本側が韓国側の要求に応じる余地がある旨などを指摘したもの

g 不開示部分①-2(7)

韓国人恩給請求に対する日本側の具体的対処方針であって、㉞ 通し番号1-213の文書で開示されている上記ア(イ) bで認定した「日本側としては、平和条約発効までの未裁定者を含め、戦前国庫が負担していた分については、受給権者に対して」との文言を含み、㉟ 通し番号1-18の文書で開示されているところと同様に、上記の限度では未払恩給の支払請求に応じる余地がある旨などを指摘したものの

h 不開示部分①-2(8)

帰国韓人寄託金に関する日本側の具体的対処方針であり、通し番号1-18の文書で開示されているところと同様に、㊲税関に寄託された通貨類及び㊳鮮銀券と交換した日銀券については考慮する旨などを指摘したもの

(ウ) 不開示部分②-1及び不開示部分②-2

1945年8月現在の在外日本資産状況に関するSCAP資料に記録されている当時の在鮮日本資産総額

(エ) 不開示部分①-3及び不開示部分②-3

a 不開示部分①-3

外務省が検討した韓国の対日請求権の項目ごとの日本側の対処方針又は具体的解決策若しくはこれに関する具体的見解等

b 不開示部分②-3

鮮銀所有分中1945年8月25日付け名義切替登録国債の金額

(オ) 不開示部分①-4及び不開示部分②-4

通し番号1-208の文書で開示されている上記ア(イ)cで認定した
文言と同一のもの

(カ) 不開示部分①-5

外務省が検討した韓国の対日請求要綱第6項に関する日本側の具体的
見解等

ウ そうであるとすれば、通し番号1-251の文書の不開示部分に記録さ
れている情報が、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するも
の(情報公開法5条3号)に当たるかどうかについては、次のとおり判断
することができる。

(ア) 不開示部分①-1, 不開示部分①-4及び不開示部分②-4

不開示部分①-1, 不開示部分①-4及び不開示部分②-4に記録さ
れている情報は、既に他の行政文書の一部開示により既に公にされてい
るものであるから、現在において請求権問題が日朝国交正常化交渉で協
議の対象となり得る余地があるとしても、当該文書の作成後における時
の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型
的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日
本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得る
ものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国
に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(イ) 不開示部分①-2について

a (1), (5)

不開示部分①-2(1)及び同(5)に記録されている情報は、既に他の
行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから、上記
(a)と同様の理由により、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情

報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

b (2), (6), (7), (8)

不開示部分①-2(2), 同(6), 同(7)及び同(8)に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示により公にされている見解等から容易に推測することができるものであり、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同視することができるから、現在において請求権問題が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得る余地があるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

c (3), (4)

不開示部分①-2(3)及び同(4)に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の具体的対処方針であり、他の行政文書の一部開示部分と同趣旨のものが記録されている可能性は否定できないものの、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがある

といえる。

- (ウ) 不開示部分①-3, 不開示部分①-5, 不開示部分②-1, 不開示部分②-2 及び不開示部分②-3

不開示部分①-3, 不開示部分①-5, 不開示部分②-1, 不開示部分②-2 及び不開示部分②-3 に記録されている情報は, 日本政府部内で検討された韓国の対日請求権に関する日本側の具体的試算金額又は具体的対処方針等であり, 本件全証拠によっても, これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと, 現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上, 当該文書の作成後における時の経過, 社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても, 一般的又は類型的にみて, これを公にすれば, 北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから, 北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ 小括

したがって, 通し番号1-251の文書の不開示部分に記録されている情報のうち, 後記2(1)に掲げるものについては, 被告において, 一般的又は類型的にみて, 当該情報が国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきであり, その余の点を検討するまでもなく, 情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない(以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。なお, 仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても, 以上の事実関係の下では, 当該情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は, 当該情報を

公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。) 。

これに対し、後記 2 (2) に掲げるものは、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの (情報公開法 5 条 3 号) に当たるものであると推認することができる (以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。) 。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号 1 - 2 5 1 の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記 2 (2) に掲げるものについては、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記 (1) で説示した不開示部分の内容等に照らすと、当該各部分に係る情報を情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号 1 - 2 5 1 の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記 2 (2) に掲げるもののみが、情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分中通し番号 1 - 2 5 1 の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の (1) に掲げたものに係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分 (次の (2) に掲げたものに係る部分) は、適法である。

(1)ア 不開示部分①-1

イ 不開示部分①-2のうち、次の部分

(ア) 33ページ(-33-)左葉(61)24行目から25行目まで(不開示部分①-2(1))

(イ) 33ページ(-33-)右葉(62)17行目から19行目まで(不開示部分①-2(2))

(ウ) 33ページ(-33-)右葉(62)28行目(不開示部分①-2(5))

(エ) 34ページ(-34-)左葉(63)2行目から4行目まで(不開示部分①-2(6))

(オ) 34ページ(-34-)左葉(63)2行目から4行目まで、28行目から30行目まで(不開示部分①-2(7))

(カ) 34ページ(-34-)右葉(64)6行目から7行目まで(不開示部分①-2(8))

ウ 不開示部分①-4, 不開示部分②-4

(2)ア 不開示部分①-2のうち、上記(1)イに掲げた部分以外の部分

イ 不開示部分①-3

ウ 不開示部分①-5

エ 不開示部分②-1, 不開示部分②-2, 不開示部分②-3

(別紙5) 通し番号1-252

第1 前提事実 (各論)

1 通し番号1-252の文書(文書1882)は、外務省が作成した「IX 日韓会談予備交渉-請求権処理大綱の決定と漁業問題等の進展」と題する内部文書であり、第六次日韓会談に至るまでの経緯並びに会談における懸案事項の概要及び対処方針等が記録されている。

2 このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

①-1 9ページ(-9-) 1か所

①-2 36ページ(-36-) 1か所

①-3 60ページ(-60-) 3か所

①-4 102ページ(-102-) 4か所(以下、これらを併せて「不開示部分①」という。

これは、いずれも財産・請求権問題の解決策として日本政府が韓国に供与することを検討していた具体的な金額が記録されている。

② 31ページ(-31-) 下から2行目から32ページ(-32-) 3行目まで、7行目から10行目まで、15行目から末行まで、33ページ(-33-) 7行目から9行目まで(以下、これらを併せて「不開示部分②」という。)

これは、いずれも財産・請求権問題における韓国の対日請求権のうちの特定項目に対する日本政府の具体的な対処方針が記録されている。

(乙A83)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-252の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が

継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-252の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙A83）。

a 不開示部分①-1

不開示部分①-1の前後の記載は、下記のとおりである。

記

（裁判所注：1962年）7月24日、午後7時半から約1時間半白金の公邸で、大平大臣の下に杉首席代表（中略）らが集まって

今後の日韓会談の進め方が討議された。(中略)

この会議での記録は次のとおりである。

(中略)

大平大臣：そのことは私の方で考える。

なぜ「無償援助」とするのか。

伊関：「請求権」では、いくら甘く査定しても■■■不開示部分①－1■■■どまりだが、まとめるためには2億まで出さねばならないのが、今のところ常識となっている(中略)

b 不開示部分①－2及び不開示部分②

不開示部分①－2及び不開示部分②は、昭和37年7月20日付け「日韓会談における請求権問題交渉の今後の進め方について」と題する文書を引用した部分であり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

1 日韓会談における韓国の対日請求権処理に当たって、日本がその支払に応じ得るものは十分に法的根拠のある請求権に限られるということは、従来、日本側の堅持してきた態度である。しかるに、本年3月まで継続された請求権委員会や専門家会議の討議、及び日本側関係機関による資料の検討によれば、主として下記の諸事情により、日本側が十分に法的根拠のある請求として認め得るものは極めて少額に過ぎないことが判明するに至った。

(イ) 事実関係の確認が極めて困難であること。

終戦後十数年の時日が経過している上に、朝鮮動乱により現地資料の相当部分が亡失したという事実もあり、■■■不開示部分②－1■■■確実な証拠書類が整っていることが必要である。

(ロ) 関係法規が朝鮮の独立ということを前提としていないこと。■

■■■不開示部分②-2■■■これら韓国人が平和条約発効により日本国民たる地位を喪失した時点をもって打ち切るとするのが実定法上の一応の解釈として出てくるが、このような解釈に立てば支払額は僅少にとどまる。■■■不開示部分②-3■■■

(ハ) 本件処理に当たっては、対象を南鮮地域に関する請求権のみに限るという建前を堅持する必要があるところ、南北鮮の区別は概念的ならざるを得ないこと。仮にある請求項目につき全鮮分の正確な数字が把握されたとしても、そのうち韓国に支払うべき分の算出に当たっては、■■■不開示部分②-4■■■概括的な算出方法を採らざるを得ず、これをもって十分法的根拠のある数字といえるかどうか疑問である。

(ニ) 平和条約4条に関するいわゆる「米国解釈」をいかに適用するかということ。仮に十分法的根拠のある数字が算出されたとしても、日本側は、従来より一貫して、この「米国解釈」により、在韓日本財産に対する請求権主張の撤回という事実が韓国側の対日請求処理に当たって考慮に入れられるべきであると主張しているので、どの点にこれが考慮に入れられたかについての何らかの説明が必要になる。

(ホ) 韓国側は、請求権として日本側から支払を受けたものを関係個人に渡す代わりに、一括政府資金として経済発展、社会福祉等の目的に使用することも考慮している模様であるが、日本側の立場からいうと、請求権支払である以上、これが確実に個人の手に渡ることを要請せざるを得ない。

2 韓国側は、現在においても、公式には、日本側が巨額の「請求権」を支払うことを要求するとの立場をとっている（中略）。

しかしながら、仮に日本側がこのような方式を容れた場合には、

「無償援助」は経済協力の一方式というよりは「請求権」の変装ないし偽装であり、請求権として支払えないものを「無償援助」という概念を導入して支払うということが余りにも明瞭となり、国民の納得を得ることは難しく、国会への説明も極めて困難と思われる。さりとて、「無償援助」の概念を導入せず、あくまで「請求権」として解決するとすれば、たとえでき得る限り条理や国際先例を加味して膨らませても■■■不開示部分①-2■■■が限度であり、これでは韓国側の希望する総額と余りにも隔たりがあり、会談を妥結させることはほとんど不可能と認められる。

b 不開示部分①-3

不開示部分①-3の前後の記載は、下記のとおりである。

記

しかし、その後第6回（裁判所注：昭和37年9月13日）には襄大使が受けている訓令には「韓国側は1億ドル下がったなら日本側にもその半分の0.5億ドル上がって欲しい」内容になっていると述べ、非公式に尋ねるがとして「韓国側が正式に5億ドルといったら日本側はいくらとするか」と質したのに対し、伊関アジア局長は「■■■不開示部分①-3■■■と申し上げよう。これは外相会談の際の■■■不開示部分①-3■■■に■■■不開示部分①-3■■■足した数字である。」と答えていた。

c 不開示部分①-4

不開示部分①-4は、昭和37年10月22日の池田総理と金中央情報部長の会談要旨に係る部分であり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

2 請求権問題

(中略)

金部長より、具体的な金額の明示に固執したのに対し、総理より「自分としては、元来、法的根拠のあるものに限るとの考え方であるから、どんなに甘く計算しても■■■不開示部分①-4■■■が精々である。」と述べられたのに対し、金部長より「50億ドルの輸出国たる日本が■■■不開示部分①-4■■■とは少額すぎる」と述べたのに対し、総理より「日本の外貨準備は表面上17億ドル余あるが、輸出ユーザンスその他の債務を差し引くとネット3,4億ドルにすぎないから、■■■不開示部分①-4■■■でも膨大である。」と答えられた。さらに、金部長より、「■■■不開示部分①-4■■■はぎりぎりの最後の数字か」と念を押したのに対し、総理より「自分としては右が適当な数字であると思っているが、これには外務大臣の考え方もあり、内外の世論の帰趨も考慮に入れる要があるから、これが絶対的に最後の数字というわけではない」旨答えられた。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

a 不開示部分①-1関係

通し番号1-69の文書の一部開示部分には、昭和37年3月の小坂外務大臣・崔長官会談に関する記載として、要旨下記のとおり記録されている(乙108)。

記

(中略。裁判所注：1962年)3月7日、日本側の「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」が次のとおり定められた。

(中略)

(ハ) 次に、各項目ごとに、上記(ロ)の考え方に基づいた日本側の基

本の見解を明らかにし、(中略) 総額として示す数字は、外務省A案(総額約1億ドル、別添参照)を使用することとする。

(中略)

伊関アジア局長「日韓交渉の回顧」(前田北東アジア課長、柳谷北東アジア課首席事務官同席)には次のとおり記している。

「伊関：(略)

柳谷：あの時だったですか。別室で伊関局長と文哲淳とが会って

「請求権の金額をおまえからいえ、そっちからいえはいかんというんで、お互いに紙に書いてイチ、ニ、サンで渡そうということにした。その前たしか1億ドルという数字が局長の頭にあっただけでも、会議の雰囲気からみて、少しさばを読もうというので、7000と書いて出したら、向こうはちようど10倍の7億と書いてきたとかいう……

(以下略)

b 不開示部分①-2及び不開示部分②関係

- (a) 通し番号1-207の文書(昭和37年2月7日付け「日韓請求権交渉の今後の進め方について」と題する文書)の一部開示部分には、要旨次のとおり記録されている(乙A340)。

記

1. 日韓会談における韓国の対日請求権処理に当たっては、日本側がその支払に応じ得るものは、十分に法的根拠のある請求権に限られるということは、昨年11月の池田、朴会談においても確認せられたところである。しかるに、今日まで継続されてきた請求権委員会や専門家会議の討議、及び、日本側関係機関による資料の検討によれば、主として下記の諸事情により、日本側が十分に法的根拠のある請求として認め得るものは極めて少額に過ぎないことが判明する

に至った。(中略)

(イ) 事実関係の確認が極めて困難であること。

終戦後十数年の時日が経過している上に、朝鮮動乱により現地資料の相当部分が亡失したという事実もあり、請求権の重要部分を占める軍人軍属、徴用労務者の総数、死亡者数、負傷者数等の正確な把握は不可能に近いが、もし法的根拠のある請求権としてこれらに対する恩給等を支払うためには確実な証拠書類が整っていることが必要である。

(ロ) 関係法規が朝鮮の独立ということを前提としていないこと。例えば、我が国の恩給法は恩給受給者の日本国籍喪失をもって恩給権の消滅事由としているので、韓国人に対する恩給の支払は、これら韓国人が平和条約発効により日本国民たる地位を喪失した時点をもって打ち切るとするのが実定法上の一応の解釈として出てくるが、このような解釈に立てば支払額は僅少にとどまる。他方、この恩給法は朝鮮の独立という事実を全く想定していない法律なので、■■■不開示部分■■■

(ハ) 本件処理に当たっては、対象を南鮮地域に関する請求権のみに限るという建前を堅持する必要があるところ、南北鮮の区別は概念的ならざるを得ないこと。仮にある請求項目につき全鮮分の正確な数字が把握されたとしても、そのうち韓国に支払うべき分の算出に当たっては、例えば郵便貯金について南北鮮の現在の人口比率を基準として70%を掛け、徴用労務者については大部分が南鮮出身という事実に着目して95%を掛けるなど、概括的な算出方法を採らざるを得ず、これをもって十分法的根拠のある数字といえるかどうか疑問である。

(ニ) 平和条約4条に関するいわゆる「米国解釈」をいかに適用する

かということ。仮に十分法的根拠のある数字が算出されたとしても、日本側は、従来より一貫して、この「米国解釈」により、在韓日本財産に対する請求権主張の撤回という事実が韓国側の対日請求処理に当たって考慮に入れられるべきであると主張している。どの点にこれが考慮に入れられたかについての何らかの説明が必要になる。（他方、このような説明が可能になったとしても、表現いかんでは旧在韓資産補償要求を不必要に刺激するおそれもある。）

(ホ) なお、韓国側は、請求権として日本側から支払を受けたものを関係個人に渡す代わりに、一括政府資金として経済発展、社会福祉等の目的に使用することも考慮している模様であるが、日本側の立場からいうと、請求権支払である以上、これが確実に個人の手に渡ることを要請せざるを得ず、この間の調整の問題も起こる。

(中略)

(b) 通し番号1-69の文書の一部開示部分には、昭和37年2月7日付け「日韓請求権交渉の今後の進め方について」と題する文書の引用部分があるところ、このうち、不開示部分②-3に相当する部分には、要旨下記のとおり記録されている（乙A108[-212-及び次ページ]）。

記

(ロ) (中略) このような解釈に立てば支払額は僅少にとどまる。他方、この恩給法は朝鮮の独立という事実を全く想定していない法律なので、国際先例をも勘案し、韓国人に対しても日本人並みの恩給支払を行うという考え方にも根拠があると思われる。

c 不開示部分①-3関係

通し番号1-91の文書の一部開示部分には、昭和37年9月13

日付け「日韓予備交渉第6回会合記録」と題する文書があるところ、このうち、不開示部分①-3に相当する部分には、要旨下記のとおり記録されている（乙A247）。

記

(5) 表代表より、非公式に伺いたい、もし韓国側が正式に5億ドルといったら日本側はいくらといわれるかと質したのに対し、伊関局長は、そのような数字では全然あげなくてもよいところだが、それではあなた方に悪いから、1.7億ドルと申し上げよう、これは外相会談の際の■■■不開示部分■■■であると答えた。

d 不開示部分①-4 関係

通し番号1-18の文書の一部開示部分には、昭和37年10月22日の池田総理と金中央情報部長の会談の概要が記録されているところ、このうち不開示部分①-4に相当する部分には、要旨下記のとおり記録されている（乙A188）。

記

金部長より、更に具体的な金額の明示に固執したのに対し、総理より、自分としては、元来、法的根拠のあるものに限るとの考え方であるから、どんなに甘く計算しても1億5000万ドルが精々であると述べたのに対し、金部長より50億ドルの輸出国たる日本が1億5000万ドルとは少なすぎると述べたのに対し、総理より、日本の外貨準備は表面上17億ドル余りあるが、輸出ユーザンスその他の債務を差し引くとネット3~4億ドルにすぎないから、1億5000万ドルでも膨大であると答えた。さらに、金部長より、1億5000万ドルはぎりぎりの最後の数字かと念を押したのに対し、総理より、自分としてはこれが適当な数字であると思っているが、これには外務大

臣の考え方もあり、内外の世論の帰趨も考慮に入れる要があるから、これが絶対的に最後の数字というわけではない旨答えられた。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-252の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①-1

通し番号1-69の文書の一部開示部分から容易に推測することができる「1億ドル」との文言又はこれと同程度の金額を示す文言

(イ) 不開示部分①-2

不開示部分①-1と同程度の金額を示す文言

(ロ) 不開示部分①-3

a ■■■不開示部分■■■と申し上げようとの部分

「1.7億ドル」との文言又はこれと同様のもの

b これは外相会談の際の■■■不開示部分■■■に■■■不開示部分■■■足した数字であるとの部分

伊関局長が述べた1.7億ドルという金額の根拠であり、外相会談の際の金額及びこれに加算した金額

(ハ) 不開示部分①-4

通し番号1-18の文書で開示されている上記ア(イ) dで認定した各金額と同一のもの

(ニ) 不開示部分②

通し番号1-207の文書又は通し番号1-69の文書で開示されている上記ア(イ) bで認定した各文言と同一のもの又はこれと同様のもの

ウ そうであるとすれば、通し番号1-252の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するも

の（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(7) 不開示部分①-3に記録されている情報のうち、上記イ(ウ) bに掲げた部分は、昭和37年当時、伊関局長が韓国側に提示した1.7億ドルの根拠であり、これが外相会談の際に検討されていた数字に一定の金額を足したものであるとの趣旨であることは他の行政文書の開示部分から容易に推測できるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(イ) その余の不開示部分に記録されている情報は、いずれも他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの又はこれと同趣旨のものであるから、上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-252の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、不開示部分①-3以外に係るものについては、仮に当該情報が一般的又は

類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。)

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-252の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-252の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-253

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-253の文書(文書1885)は、外務省条約局法規課が作成した昭和38年1月17日付け「日韓請求権処理の問題点(討議用資料)」と題する内部文書であり、韓国の対日請求権と国内法との関係を勘案した上で韓国の対日請求権のうちの複数の特定項目に対する個別の対処方針を検討した内容が記録されている。

このうち不開示部分は、次のとおりである。

- ① 5ページ(-5-) 7行目から末行まで及び6ページ(-5-)に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。)

これは、韓国の対日請求権のうち「わが国内法上の請求原因に基づく請求」について、国内法との関係を検討した日本政府の具体的な見解が記録されている。

- ② 8ページ(-7-) 13行目から末行まで及び9ページ(-7-)に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。)

これは、韓国の対日請求権のうち「わが国内法上の請求原因に基づく請求」について、「協定上、明文の規定をもってこれら国内法上の個人請求権をも消滅せしめる方法」を採った場合に生ずることが予想される問題点について検討した内容が記録されている。

- ③ 10ページ(-8-) 9行目から末行まで及び11ページ(-8-)に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。)

これは、韓国の対日請求権のうち「わが国内法上の請求原因に基づく請求」について、「国内法上の措置により、これら請求権を消滅せしめる方

法」を採った場合に生ずることが予想される問題点について検討した内容が記録されている。

- ④ 12ページ（－9－）12行目から末行まで及び13ページ（－9－に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分④」という。）

これは、韓国の対日請求権のうち「わが国内法上の請求原因に基づく請求」について、「協定中にGuarantee条項設ける方法」を採った場合に生ずることが予想される問題点について検討した内容が記録されている。

（乙A372）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-253の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考

慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A372)によれば、通し番号1-253の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

a 不開示部分①

(3) わが国内法上の請求原因に基づく請求

要綱Ⅱ(1)(朝鮮総督府逋信局関係債務)、Ⅳ(在韓本社法人
在日財産)、Ⅴ(韓国人の日本政府、日本人に対する各種請求)、
Ⅵ(Ⅴに列記されたもの以外の韓国人の日本政府又は日本人に対
する請求の原則)である。

これらは、いずれも原則としてわが国内法に請求原因を有する
主張であり、本来の請求権者は原則として韓国人個人であるから、
たとえ協定において、国際法上日本政府が韓国政府に対してこれ
らの請求に応ずる義務から免除されたとしても不十分ではないか
との問題があり得る。(もちろん最終的には、被請求者たる日本
政府、日本人が請求に応じない場合、韓国政府が国際法上これ
を取り上げて外交保護権を行使することはできないから、二重払い
の危険はない。)

これら請求の内容を具体的に見れば、次のとおり分けて考える
ことができる。

■■■不開示部分①■■■

b 不開示部分②

(1) 協定上、明文の規定をもってこれら国内法上の個人請求権をも

消滅せしめる方法

(イ) 方式

具体的には、1948年のイタリア平和条約76条の方式であって、次のごとき規定をおくこととする。

(中略)

(ロ) ■■■不開示部分②■■■

c 不開示部分③

(2) 国内法上の措置により、これら請求権を消滅せしめる方法

(イ) 方式

具体的には、各具体的請求権の種類別に、協定締結に伴う必要な立法措置として、特別立法を行い、これら請求権が直接個人による提起される途を封ずる方式である。

(ロ) ■■■不開示部分③■■■

d 不開示部分④

(3) 協定中にGuarantee条項を設ける方法

(イ) 方式

協定の既定は(2)と同様とし、これに韓国政府は、日本国政府が本協定に掲げた金額の支払後は、前記の請求に対するこれ以上のいかなる支払も行う必要がないことを保証する。(スウェーデン請求権解決協定参照)

のごとき規定を設け、実際に個人の直接請求があった場合には、これを韓国政府に付託する方式である。

(ロ) ■■■不開示部分④■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-253の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

韓国の対日請求権のうち「わが国内法上の請求原因に基づく請求」について、国内法との関係を検討した具体的見解

(イ) 不開示部分②

韓国の対日請求権のうち「わが国内法上の請求原因に基づく請求」について、「協定上、明文の規定をもってこれら国内法上の個人請求権をも消滅せしめる方法」を採った場合に生ずることが予想される問題点について検討した内容

(ウ) 不開示部分③

韓国の対日請求権のうち「わが国内法上の請求原因に基づく請求」について、「国内法上の措置により、これら請求権を消滅せしめる方法」を採った場合に生ずることが予想される問題点について検討した内容

(エ) 不開示部分④

韓国の対日請求権のうち「わが国内法上の請求原因に基づく請求」について、「協定中にGuarantee条項を設ける方法」を採った場合に生ずることが予想される問題点について検討した内容

ウ そうであるとすれば、通し番号1-253の文書の不開示部分に記載されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見解であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとははいえないから、北朝鮮との交渉上不利益

を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-253の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-253の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-253の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-253の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-254

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-254の文書(文書1892)は、次の内部資料等によって構成されており、外務省が作成した民間ベースによる対韓経済協力の実施方針案及びその方針に対する関係各省の意見及び提案が記録されている。

(1) 外務省経済協力局経済協力課が作成した昭和38年3月2日付け「対韓民間ベース経済協力方式に関する件」と題する文書

(2) 大蔵省為替局が作成した対韓国民間経済協力に関する内部資料

2 通し番号1-254の文書のうち不開示部分は、7ページから11ページまで(一六一に「次ページ以下5ページ不開示」と記載された当該ページ部分)であり、外務省が作成した民間ベースによる対韓経済協力の実施方針について、大蔵省内部で検討した内容、意見及び提案が具体的に記録されている。

(乙A373)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-254の文書に不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれば、それが実現したものか、実現しなかったものかを問わず、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利

にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A373）により認められる不開示部分の前後の記載（不開示部分の直後には、「別紙」として外務省案が掲げられている。）によれば、通し番号1-254の文書の不開示部分は、前提事実（各論）1(1)の文書中にあるところ、当該不開示部分に記録されている情報は、外務省が作成した民間ベースによる対韓経済協力の実施方針に対する大蔵省の検討内容、意見及び提案の具体的内容であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号1-254の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された対韓経済協力の実施方針に関する具体的見解等であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉で北朝鮮側に行う経済協力が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の

変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ したがって、通し番号1-254の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

○ (2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-254の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

○ (3) 小括

以上によれば、通し番号1-254の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

○ 2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-254の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-255

第1 前提事実 (各論)

1 通し番号1-255の文書(文書1905)は、次の内部文書等によって構成されており、財産・請求権問題の概要及び交渉過程並びに沢木経済協力局経済協力課長による訪韓の結果概要が記録されている。

(1) 外務省情報文化局国内広報課が作成した昭和38年1月9日付け「日韓請求権問題のPRについて」と題する文書

(2) 外務省経済協力局長室が作成した同年1月17日付け「沢木経協協課長訪韓報告」と題する文書

2 通し番号1-255の文書のうち、不開示部分は、次の部分であり、いずれも、韓国の対日請求権に対する解決策として供与する金員について日本政府部内において試算した具体的な金額が記録されている。

① 3ページ(-3-) 1か所

② 4ページ(-4-) 1か所

(乙A374)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-255の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を

不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある
(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(7) 通し番号1-255の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである(乙A374)。

記

二、この請求権が日韓交渉に持ち出されたとき、(中略)わが方はこれを文字どおりに「請求権」と解して法律論をもって対抗し、法的根拠のあるものとしては、かなりの程度に推定の言葉を加味したとしても■■■■■■しか算定できなかった。(中略)

これについては無償供与の内容が明らかでないとの見解を示す向きもあるようであるが(民社党)、それなら内容の明確な■■■■■■で果たして話がつけられるのであろうか。(以下略)

(イ) 本件各文書の一部開示部分

a 通し番号1-18の文書の一部開示部分には、第六次日韓会談の日韓予備交渉第1回会合(8月21日)における説明の概要が下記のと

おり記録されている（乙A188[-59-以下]）。

記

まず杉代表より、請求権問題の解決方式に関する日本側の考え方について要旨次のような発言を行った。

「一般請求権問題については（中略）しかるに、このような討議の結果、日本側が達した結論は、去る3月の外相会談の第1日に、小坂外務大臣より発言したところで明らかであり、ここで繰り返すことは避けるが、要するに、平和条約4条の規定から明らかのように、請求権に関し日韓両国間に締結さるべき特別取極の対象は韓国が現に施政を行っている南鮮地域及びその住民の日本国及び日本国民に対する請求に限られ、かつ、請求権と称する以上、法律関係と事実関係が共に十分に立証される必要があり、しかもその立証責任は請求する側にあり、加うるに、いわゆる「米国解釈」により、日本が在韓日本財産処理の効力を承認したことにより、韓国の日本に対する請求権がどの程度消滅し又は充足されたかを日韓間で協議決定することになっているので、これらいくつかの要素を総合して考えるならば、請求権として日本側が支払を認め得るものは、戦後の混乱や朝鮮動乱などで関係書類が亡失したというような事情を考慮して納得のいく限度内で推定の要素を加味したとしても、せいぜい数千万ドルにとどまり、韓国側で期待しているやに伝えられる数億ドルとははるかに距たりがあるのである。

（中略）

このような検討の結果、日本側が達した結論を一言にして申せば、請求権の解決ということではどうしても数千万ドルしか支払えない、しかしながら、請求権の解決とは離れ、韓国の独立を祝

い韓国における民生安定と経済発展に寄与するための無償あるいは有償の経済援助という形でならば、相当の金額を供与することについて日本国民の納得が得られるだろうということである。

(中略) 」

次いで、伊関局長より、杉代表の発言を補足して、次のとおり述べた。

「日本側の考え方の中には2つの重要な点がある。その1は、請求権という名目を使わず、無償援助という名目で解決しようという点である。3月の外相会談で、韓国側は請求権として7億ドル、日本側は7千万ドルを非公式に提示した。

(日本側はこのほかに長期低利の経済援助の話もしたが、韓国側は興味を示さなかった。) その後、韓国側は、日本側で請求権として支払えるものが少額ならばこれに無償援助を加えて日韓間の開きを縮めてはどうかといわれたが、日本側としては請求権と無償援助の2本立てでは困る次第である。なんとなれば、請求権1本ならば、なんとか推定の要素も加えていろいろとふくらませて7千万ドルまで引き上げることもできないことはないが、2本立てとなれば、この場合の請求権は厳格なものとならざるを得ない
(以下略) 」

- b 通し番号1-18の文書の一部開示部分には、第六次日韓会談の日韓予備交渉第2回会合(8月24日)における発言の概要が下記のとおり記録されている(乙A188[-63-以下])。

記

まず、裴代表より(中略)要旨次のとおり発言した。

(中略)

法理論を離れても、久しい時日にわたった日本の韓国占領とこれ

による両国経済の過度の相互連関関係に鑑み、日本が対韓請求権をもっていない今日、韓国が日本に対し膨大な額の請求権を有すると言ふことは明白なことである。それにもかかわらず、日本側がいかなる根拠と方法によって算出したものであるかは知らないが、韓国に対し請求権として支払うことのできる総額がやっと数千万ドルにすぎないといわれたことは、意外だといわざるを得ない。

(中略)

次いで、崔参事官より、韓国側は本日純請求権支払と無償援助支払の2本立て方式を提案したわけだが、今日本側から提示された1.5億ドルをこの方式に従って分ければいくらといくらになるか伺いたいと述べた。これに対し、伊関局長は、日本側では二つに分けては考えていない、請求権1本なら甘く見積もって7000万ドルくらいであることはかねて非公式に申し上げてあるが、請求権と無償援助の2本立ては困難なので無償援助1本建てを提案したわけである、もし強いて二つに分け、そのうちの純粹の請求権はいくらかと言われれば、推定の要素を一切排除し完全に証拠のあるものを限定することになり、7000万ドルよりずっと減ることだけは明らかだが、どこまで減るかは、韓国側がどの程度証拠を出せるかにかかっているので、目下のところ計算のしようがないと答えた。

- c. 通し番号1-69の文書の一部不開示部分には、昭和37年3月7日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題する文書の引用部分があり、その当時外務省が韓国の対日請求権について査定した金額等について、要旨下記のとおり記録されている(乙A108[-243-以下])。

記

- (イ) 次に各項目ごとに、上記(ロ)の考え方に基づいた日本側の基本